

議案第 19 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 5 第 2 項中「の合計額」を「並びにこれらに対する地域手当の月額合計」に改める。

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 項中「職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者（地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者）を除く。」を「25 年以上勤続して退職した者のうち、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職したもの若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。」に改める。

附則第 16 項中「を除く。）」を「に限る。）」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

17 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって附則第 16 項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第

2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「附則第 16 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 18 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって附則第 16 項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 19 松阪市民病院専属職員のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて令和 8 年 3 月 31 日以降に退職した者については、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職したものとみなし、第 5 条第 1 項又は第 6 条の 5 を適用する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。